



読谷村告示第8号

石川県及び富山県における地方税に関する申告期限等の延長について

令和6年1月17日

読谷村長 石嶺 傳實



読谷村税条例（昭和47年読谷村条例第35号）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）及び読谷村税条例に基づく申告、申請、請求、届出その他書類の提出（審査請求に関するものを除く。）、納付又は納入に関する期限のうち、次に掲げる地域に住所等を有する者に係るもので、その期限が令和6年1月1日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指 定 地 域
富山県、石川県